

狭あい道路拡幅整備協議（狭あい協議）は電子申請ツール（Logoフォーム）を用いて事前相談を行います。事前相談の終了後、**電子書類をそのまま本受付の書類として活用し、本受付します。**なお、後退杭等の支給については、原則、窓口への来庁が必要となります。

手続きの流れ

1. 電子申請ツール（Logoフォーム）による事前相談の提出

- ・申請書類一式のデータをご用意ください。（『狭あい協議の様式』、『配置図の記載例』参照）
- ・**Logoフォーム**から**事前相談**を提出してください。

<https://logoform.jp/form/FUQz/5092> または 川崎市HPで または 

2. 市担当者による書類確認

- ・市担当者による書類確認には、事前相談の申請から**概ね3営業日程度**かかります。
- ・確認後、**市担当者**より**メール**で修正事項をお送りします。
- ・**修正書類**は、Logoフォームではなく、市担当者の**メールに返信**する形で提出してください。

※修正内容によっては、数週間から数か月の期間を要する場合があります。

3. 本受付

- ・事前相談で修正が完了した書類を、本受付書類として処理します。
- ・**本受付**の際は、市担当者より、メールで**受付日**と**受付番号**をお知らせします。※

4. 決裁

- ・**本受付後の決裁**には、**概ね1週間～10日程度**かかります。
- ・決裁中に書類の再修正を依頼する場合がございますので、ご了承ください。
- ・決裁完了後、市担当者よりご連絡します。

5. 後退杭等の支給

- ・後退杭等（後退杭・後退釘・中心杭・中心釘）を、配置図に記載の本数支給します。
- ・原則、**窓口にご来庁**いただき、**直接支給**します。（窓口で受付番号をお伝えください）
- ・後退釘・中心釘は、レターパックまたは返信用封筒（要切手貼付）を送付いただいた場合、郵送での支給が可能です。下記の送付先へお送りください。

6. 後退杭等の設置

- ・後退用地の支障物を撤去し、後退杭等を設置してください。
- ・後退杭等設置後、**メールで写真報告**をお願いします。（『後退釘・後退杭設置報告について』参照）

7. 市担当者による確認

- ・市担当者が確認し、指摘事項があればご連絡します。

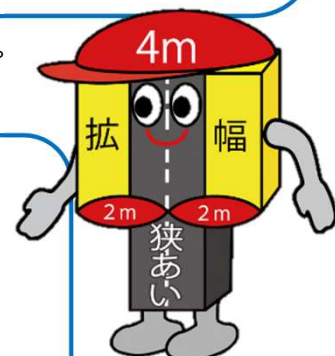
※狭あい協議の本受付や決裁完了を示す書面・PDFデータ等は送付していません。
詳しくは『狭あい協議を行ったことを示す資料について』をご覧ください。

【お問い合わせ】

川崎市役所 まちづくり局 指導部 建築審査課
川崎市、幸区、中原区 044-200-3044
高津区、宮前区、多摩区、麻生区
044-200-3045
共通メール 50kesins@city.kawasaki.jp

【レターパック・返信用封筒の送付先】

〒210-8577
川崎市川崎区宮本町1番地
市役所本庁舎18階
建築審査課 ○○(担当者名)宛



©2020川崎市カクフクくん（6住環第557号）
カクフクくんは愛知県岡崎市で生まれた
狭あい道路拡幅整備PRキャラクターです。